

午前10時00分 開会

○委員長（桐生清太郎君） おはようございます。これより決算審査特別委員会を再開します。

現在の出席委員は16名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

直ちに議事に入ります。

本日は、認定第2号から第13号までの計12件の質疑を行います。

なお、執行部からの説明順につきましては一部議案番号順ではございませんので、ご了承願います。

それでは、認定第2号 平成2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） おはようございます。ご苦労さまでございます。それでは、平成2年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額の合計は34億7,221万7,551円でございます。支出済額は3億5,350万1,635円となりまして、歳入歳出差し引き残額で3億1,871万5,916円を平成2年度へ繰り越す決算となっております。

平成2年度の国民健康保険の平均被保険者数は8,668人で、平成20年度との比較では62人、0.7%の減となっております。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げます。333ページをお願いいたします。1款総務費でございます。これは、国保支弁職員5人分の人件費及び国保事務に係ります経常経費のほか、国保連合会への負担金、国保税の賦課徴収に要する経費、国保運営協議会委員報酬が主なものでございます。

続きまして、337ページでございます。2款保険給付費につきましては、療養諸費、高額療養費のほか、339ページの出産育児一時金、葬祭費等ございまして、平成20年度と比較いたしまして8,470万2,739円、率にいたしまして4.2%の増となっております。なお、1人当たりの医療費につきましては29万5,830円ございまして、平成20年度との比較では4.1%の増となっております。

次に、341ページ、3款後期高齢者支援金につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度が創設されましたが、75歳以上の医療費の4割を若年者の保険料で負担することになっているため、その支援金及び事務費の拠出金でございます。

次に、343ページ、4款の前期高齢者納付金等につきましては、医療費が多くなる65歳以上から74歳までの被保険者の偏在によります医療費の不均衡を、各保険者間で是正を図るための前期高齢者交付金に係る事務費の負担分でございます。

次に、345ページ、5款老人保健拠出金につきましては、平成19年度までの老人保健制度によ

ります医療費を平成2年度において精算したものでございます。社会保険診療報酬支払基金に支出してございまして、平成20年度との比較では54.7%の減となっております。

続きまして、次に347ページ、6款介護納付金につきましても、全国の市町村の介護保険事業会計へ拠出するため診療報酬支払基金に支出したものでございまして、平成20年度との比較では40歳から64歳の2号被保険者の減少もございまして、5.7%の減となっております。

次に、349ページ、7款の共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金につきましても、国保連合会が実施主体となって国保保険者、国及び県が資金を出し合いらして、1カ月1件80万円を超えます医療費を給付した場合保険者に配分される事業の拠出金でございまして、平成20年度との比較では44.9%の増となっております。

また、2目保険財政共同安定化事業拠出金でございすけれども、これは県内の市町村間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円を超え80万円以下の医療費を給付した場合に配分される事業への拠出金でございす。

次に、351ページ、8款保健事業費につきましても、1項1目保健衛生普及費ではレセプト点検員の賃金、1項2目では疾病予防費で人間ドック等の助成金が主なものでございす。なお、人間ドックの受診者は771人でございまして、受診率は11.4%となっております。また、胸部、腹部CT検査にも助成をしておりますが、208人が受診いたしております。

また、2項1目の特定健康診査等事業費につきましても、平成20年度から医療保険者に義務づけられました40歳から74歳までの被保険者に対する特定健康診査及び特定保険指導に係る経費でございまして、2年度は2,755人が受診いたしまして、受診率は47.2%、特定保健指導では435人の対象者のうち12人が利用し、利用率は27.8%となっております。

次に、355ページをお願いいたします。9款の基金積立金につきましても、給付準備基金の預金利子を積み立てたしたものでございす。年度末における基金合計は1億2,947万5,779円となっております。

続きまして、357ページ、10款の公債費につきましても、支出はございませんでした。

次に、359ページ、1款諸支出金では、国保資格喪失による過年度分の国保税の還付金及び平成20年度分療養給付費の国庫負担分の精算によります償還金が主なものでございす。また、一般会計からの繰入金についても精算してございす。

次に、363ページでは12款予備費について掲載しておりますが、4款1項1目19節の前期高齢者事務費拠出金ほかで合計で70万5,000円を充用いたしております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。お戻りいただきまして、301ページをお願いいたします。301ページ、1款の国民健康保険税につきましても、医療給付分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ決算したものでございまして、平成20年度と比較し1.1%の減となっております。また、徴収率につきましても、現年課税分が94.79%

で、平成 20年度と比較して 1.43%の増、滞納繰越分が 23.86%で同じく 4.33%の増となっております。

次に、305ページ、2 款分担金及び負担金でございます。この負担金につきましては、平成 20年度から医療保険者に義務づけられました特定健康診査に係る自己負担額でございます。

続きまして、307ページ、3 款の使用料及び手数料につきましては、督促手数料でございます。

続きまして、309ページ、4 款の国庫支出金につきましては、医療給付費、介護納付金、後期高齢者支援金及び高額医療費共同事業の負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金等の補助金が主なものでございます。

続きまして、313ページ、5 款の療養給付費等交付金につきましては、退職者医療に対するの社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

続きまして、315ページ、6 款の前期高齢者交付金につきましては、医療費が多くなります 65歳から 74歳までの前期高齢者の偏在によります保険者間の負担の不均衡を調整するために設けられた交付金でございます。

次に、317ページ、7 款の県支出金につきましては、高額医療費共同事業、特定健康診査等に係ります県の負担金及び財政調整交付金でございます。

続きまして、319ページ、8 款の共同事業交付金につきましては、歳出の 7 款の共同事業拠出金で支払いされた分でございます。交付基準を超える部分に対しまして国保連合会から交付されたものでございます。

次に、321ページ、9 款の財産収入につきましては、保険給付準備基金の利子でございます。

次に、323ページの 10 款繰入金につきましては、国保財政の安定化を図るための一般会計からの繰り入れでございます。

次に、325ページでは平成 20年度からの繰越金でございますし、次の 327ページ、12 款の諸収入につきましては、国保税の延滞金、交通事故などの第三者行為によります損害賠償金が主なものでございます。

以上で認定第 2 号 平成 2 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第 2 号 平成 2 年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 2 点お願いいたします。

339ページ、4 款 2 項の出産育児一時金についてですが、国保加入者は出産時に 42万円が支給されるということですが、子育て手当とか妊婦健診の公費負担とかが加わって子供を産み育てやすい環境がだんだん整備してきていると思うのですが、前年度に比べての出生の伸びはどれくら

이었다か、伸びたかというような件が1点。

もう一点は、351ページ、352と353にわたるのですけれども、2項の特定健康診査等事業費についてですが、この事業を受診された方が全体の47.2%というふうに今課長が話をされましたけれども、これはきっと生活習慣病とかでメタボ対策とかに取り組んでいる内容だというふうに認識しています。対象者が435人中、指導を受けた人が全体の27.8%の151人というふうな課長の話だったかと思うのですが、この対象者に対する指導は今後どのように取り組むというふうに考えていらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、1点目の出産育児一時金の件数の状況でございます。平成2年度では26件ございました。また、さかのぼりまして平成20年度では29件、19年度では28件、18年度では35件というふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 特定保健指導ということで今後の指導ということでありまして、一応対象ということは特定健診の結果、動機づけ支援とか積極的支援という方と判断された方ということでありまして、集団支援、それから個別支援ということでありまして、集団支援につきましては、夏秋2回、冬のコースということで3コース、4回の実施ということでグループ支援と一体あわせているということで、あと適宜個別支援とあわせて実施していくということでありまして、また個別支援も随時実施しているということになっております。それから、個別支援も面接とそれから電話、そういったものを中心に指導を繰り返していくわけですけれども、その内容については各教室等を開催して、保健師、それから栄養士、看護師、歯科衛生士等が指導に当たるということになっております。また、特定健診後の保健指導、そういった円滑に向けた手引、また保健指導のプログラム、そういったものを用意しながら支援していくということで実施しております。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 最初の出産育児一時金ですけれども、国保だけを見るとそんなに赤ちゃんが大勢生まれているというわけではないということなのかもしれませんが、全体の出生に関して、もしおわかりでしたら教えていただきたいと思えます。

もう一点のこの特定保健についてですけれども、特定健康診査についてですけれども、対象者が435人いる中で27.8%の方しか指導を受けていないという状況ですが、この要因とかそれらも考えながら今後何とか指導をできればより大勢の方に受けていただいて、最近朝晩よく歩いている方たちのお姿を見ますが、それは指導を受けられて認識を新たに、健康に老後を暮らそうと頑張っている方たちのお姿だと思うのですが、もっともっと増えてもいいのかなと思うのですが、それらの取り組みについてお伺いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 出生の推移に関しましては、ちょっと数字紹介させていただきますけれども、平成18年には241人、19年が234人、20年が198人と、それから2年が268人というような推移ということになっております。

それから、特定保健指導の関係でありますけれども、やはりそういった健診を受けていただいて結果で皆様に奨励、勧奨しているわけですが、いかに自分の健康、やはり自分の自覚が第1だと、その自覚をどう定義づけていくのかというものが一番重要かと思えます。こちらのほうも広報、それから個別通知といったことで、それぞれにそういった状況に応じた内容で受診された方にはその通知申し上げて、やはり相談、まず最初の面接から始まって何とかつなげていきたいということで、いろいろな格好で方策で対応はしているのですが、なかなか実際今委員さんから指摘のあったところでありまして参加者が少ない、思ったよりもということであります。この辺もやはり皆さんの全体のお話を聞きながら、いかにそういう受診の方を最後のプログラムが終わるまで一緒に教室等に参加できるような仕組みをつくっていきたく思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 2点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目は299ページの決算収支に関する内容が書かれております。今回内容について3億1,800万円ほどの黒字だったと。昨年がそうですけれども、20年度においては2億3,000万円ほどが黒字と。先ほど課長から加入者が8,668人だと、1人当たり直すと大体3万6,000円ぐらいが黒字になって来年に繰り越しになっていると。健康保険、保険料が高いということで全国的にも話ありますが、このぐらい黒字だったらもっと保険料を下げるのが可能なのではないかなと、素人考えなのですが、そう思いますが、その辺はいかがでしょうかというのが1つ。

あと、もう一点が33ページの2目の高額療養費についてなのですが、決算的には2億1,700万円ほどの費用がかかっておりまして、支出額が2億600万円ほど。前年に比べたらかなり増えているんですね。2,400万円ほど増えているのですが、高額療養の実態というか、本当にどんな内容なのか。医療も高度化して、中身自体も物すごく高い医療費が請求されてくるのだと思うのですが、その中身の実態についてどんなのかなという質問、この2点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 繰越金が多く出ているというふうなことでございます。それにつきましては、やはり私ども20億円からの保険給付費があるわけでございまして、その年度年度でかなり医療費も上下するというふうなことで、やはり若干多目には見ております。そして、次の年の予算を立てるときにも、資金的に途中で足りなくなるようなことがないように、やはり多目に予算は計上しておかなければならないというふうなこともございまして、そんなことで繰り越

しも前年前年で繰り越してきておりますので、それで平成2年度だけ見ると3億円になってございますけれども、そんなことで特に平成22年度におきましては税率も据え置きというふうなことで、なおかつ8,000万円ぐらい基金のほうに積み立てできるのではないかと。今基金のほうは1億2,000万円ぐらいでございますけれども、村上市で5億円、新発田市で12億円の基金残高ございます。胎内市は1億2,000万円というふうなことで、医療費の20億円から見ましてもやはりもう少し積み立てしておくあれもありますし、そんなことで、それで繰り越しにつきましても毎年毎年繰越金が出るというふうなこともないわけでございますので、そんなことでご理解願いたいなというふうに思います。

あと、高額のほうでございますけれども、やはり一番大きいのは医療の高度化というふうなことで、非常に1件1件のお金がかかるというふうなことでございます。それで、2年度につきましては入院も増えているというふうなことで、予算的には足りなくなるようにということは許されないわけでございますので、多少多目に計上しているというふうなことでございます。

〔何事が呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（藤木繁一君） ちなみに、平成2年度でございますけれども、一番支出された費用額が多く出たものがお一人で年間2,600万円ほどでございます。あと、2番目が1,300万円というふうなことで、上位5位まではお一人で1,000万円以上の医療費がかかっているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 近隣の話聞けば、なるほどなという話なのですが、私自身は今の話聞いて大体わかったのですけれども、その当人にすれば結構やはりシビアな部分で、この不景気ですから少しでも安いというのが当然いいと思います。その部分できちっとやはりそういった部分はPRして、状態はこうなのだと、保険料はこういうふうにするのだということをもっとPRしてほしいという部分ぜひお願いしたい。

あと、高額医療費につきましては、私も舌足らずだったのですけれども、2年度で2,400万円昨年に比べて増えたと。件数でどのぐらいあって、今最高は2,600万円という話だったのですが、1件当たり平均どのぐらいなものなのですか。その辺わかれば教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 高額というふうな部分では、そのものずばりのお答えにはちょっととならなくて申しわけないのですけれども、入院というふうなことでございますと、全部で2,052件というふうなことでございます。それで、1件当たりの費用というふうなことではちょっと今割り返してみます。申しわけございません。お一人1件当たりの費用といったことで、入院につきましては43万4,000円というふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 薄田委員と関連なのでございますが、先ほど基金は村上、新発田と比べたというふうな数字が提示されましたけれども、国保税そのものは標準世帯で試算した場合、新発田、村上より高いのか安いのか、その辺ひとつ教えていただきとうございます。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、医療分のみということでご説明させていただきます。

胎内市につきましては、1人当たりの医療費が5万4,413円というふうなことで、県内では14位、ちょうど真ん中辺なのですけれども、新発田につきましては15位、村上市につきましては2位というところでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 先ほども薄田委員さんが言われたように、こういう不景気の折、多少国保税を減額できないかというふうなことでございましたが、逆にいろいろなインフルエンザ、その他緊急に蔓延する疾病もございますので、一概には言えないのですけれども、基金繰越金大体どのくらいあれば通常の安定的な国保税の徴収の予算範囲と考えているのですか。それを聞かないと、高いとか安いとかいっぱい出たとか、なかなか基本がございませんと私らも判断できませんので、一応担当課ではどれくらいが基本と考えているのですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その部分につきましては、特に国等の指導とか基準とかあるわけではございませんので、おのおのの保険者で費用のかかりぐあいですね、というものを自分たちで判断しながら、また将来を予測しながら決めるわけでございます。そんなところで、私どもは少なくともやはり20億円ですから、5%で1億円というふうなことでございますし、最低でも2億円くらいは必要なのではないかなというふうな事務段階ですけれども、そんなことで考えてございます。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） そうしますと、今2億円必要ということで、一般会計から1億6,000万円強が振り込まれているわけですね、一般会計から。だから、その辺の相殺で減らすようなことは考えていないのか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） これは、法的に法令で各保険者に、市町村の保険者に一般会計からどのくらい繰り入れしなさい、補てんしなさいというふうな率が決まっているわけでございます。どこの市町村も必ず法定分につきましては繰り入れしなければならないというふうなことで、胎内市におきましてもその分のみについて繰り入れしてもらっているというふうなところでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

- 委員（丸山孝博君） さっきの新議員の出産育児一時金、葬祭費については逆算すると59人ということになるのですけれども、出産育児一時金が例えば40万円で26件だと、何か2万2,000円以上余計に出しているという形になるのですけれども、何でこんな数字が出るのですか、端数が。それについて最初伺います。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 2年度につきましては、年度途中で10月から38万円から42万円になってございます。その辺とか、あと最近支給方法が変更になりまして、42万円の差額を本人のほうにお支払いするというふうな制度もできましたので、少し計算上合わなくなっているというふうなところでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） そういう方は何人いたのですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 人数につきましては、今はっきりしたのは持っていないのですけれども、おおむね4人ないし5人というふうなところでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） それから、どこの時点でもいいのですけれども、国保の短期保険証と資格証明書の発行の件数、どうなっていますか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） これにつきましては、平成2年度で短期証で154件、資格証で47件というふうなことでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） これは傾向としてはやはりどうなのでしょう。横ばいなのか、増えているのか、減っているのか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 資格証のほうですけれども、これは前年と比較いたしまして5件の減というふうなことで、ほぼ同じもしくは若干減少傾向にあるというふうなところでございます。短期証については、26件ほど増えているというふうなことでございます。
- 委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。
- 委員（丸山孝博君） それで、資格証の47件について、法9条4項だったかの適用をやっていますよね、胎内市。その解釈というのは、市町村が独自でできるという形でやっているのですけれども、この法の解釈というのはどういうふうにして、この件数全部そうみたいのですけれども、やっているのですか。
- 委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。



○市民生活課長（藤木繁一君） 資格証の交付につきましては、これは私どものほうでその方をです、この方については1年以上納めていただけない、なおかつ相談呼びしても連絡もない、返事も全然ないと、来ていただけないという方についてやむなく発行しているものでございます。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第2号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第3号 平成2年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、平成2年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は5,459万5,422円、支出済額は4,611万9,696円となっておりまして、歳入歳出差し引き84万5,726円を平成2年度に繰り越す決算となっております。老人保健制度が平成19年度限りで廃止されておりまして、本特別会計においても平成20年度から平成22年度までの3カ年度で精算をしていくものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。385ページをお願いいたします。1款の総務費につきましては、印刷製本費などの事務的経費、国保連合会負担金が主なものでございます。

次に、387ページ、2款医療諸費につきましては、老人医療受給者に係ります療養給付費、療養費の老人保健事業会計負担額が主なものでございます。

次に、389ページ、3款の諸支出金の主なものとして、1目償還金につきましては、国、県負担分の老人医療給付費、2目一般会計繰出金につきましては一般会計負担分の老人医療給付費について、それぞれ平成20年度の実績に基づいて精算したものでございます。

次に、391ページの4款予備費につきましては、充用がございませんでした。

それでは、歳入について説明いたします。お戻りいただきまして、373ページをお願いいたします。1款支払基金交付金では、医療費の50%相当額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

次に、375ページ、2款国庫支出金、それから377ページの3款県支出金につきましては、いずれも確定負担額が翌年度に交付されることになったことから入金がございませんでした。

次に、379ページの4款繰入金につきましては、医療費等の一般会計負担分でございますが、国庫及び県支出金が翌年度に交付されることになったことから、その分を補う必要から国、県分を合わせまして一般会計から繰り入れしたものでございます。

次に、381ページ、5款の繰越金につきましては、平成20年度からの繰越金でございます。

続きまして、383ページの6款諸収入につきましては、預金利子でございます。

以上で平成2年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第3号 平成2年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第3号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第4号 平成2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、続きまして平成2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は2億5,188万8,585円、支出済額は2億4,274万6,439円となりまして、歳入歳出差し引き914万2,146円を平成22年度に繰り越す決算となっております。後期高齢者医療制度は平成20年度からスタートいたしましたが、対象が75歳以上の方と65歳から74歳までの方で一定の障害がある方が該当してございます。平成22年3月末の胎内市の被保険者数は4,849人でございまして、胎内市の人口の15.1%となっております。各都道府県単位で広域連合を設置して取り組んでおりまして、この広域連合では保険料の賦課や医療給付、資格管理などを担当し、市町村は各種申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡し、保険料の徴収などを受け持っております。

それでは、歳出から説明させていただきます。413ページをお願いいたします。1款総務費につきましては、後期高齢者医療に係る被保険者証の交付、各種届け出、申請の受け付け、広報や保険料の徴収などに関する事務を行うための経費でございます。

次に、415ページ、2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、市で徴収いたしました保険料や延滞金、一般会計から繰り入れした保険料の軽減分などを広域連合に納めるものでございます。

次に、417ページ、3款諸支出金では、一般会計からの20年度繰入金精算によります返済が主なものでございます。

次に、419ページ、第4款の予備費については、充用がございませんでした。

次に、歳入について説明させていただきます。お戻りいただきまして、401ページをお願いいたします。1款の保険料につきましては、平成20年度比で3.5%の増で、1人当たりの平均保険料にいたしますと3万2,062円でございます。県平均よりも9,147円、22.2%低くなっております。また、収納率は99.7%となっております。

次に、403ページ、2款の使用料及び手数料につきましては、普通徴収保険料の督促手数料でございます。

次に、405ページ、3款の繰入金につきましては、低所得者の被保険者均等割軽減分などの保険料を補てんするためや後期高齢者医療制度における市町村事務に係る経費として、一般会計からの繰入金でございます。

次に、407ページ、4款の繰越金は、平成20年度からの繰越金でございます。

次に、409ページ、5款の諸収入につきましては、保険料の延滞金や広域連合から受け入れた保険料の還付金でございます。そのほか、4項の雑入では、後期高齢者医療制度特別対策補助金といたしまして、人間ドックや制度変更に係る通知経費などに充てるため、後期高齢者医療広域連合を通じて国から交付されたものでございます。

次に、411ページ、6款の国庫補助金につきましては、保険料の追加軽減に対応するための電算システム改修に係る国庫補助金でございます。

以上で認定第4号 平成2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第4号 平成2年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第4号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第5号 平成2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） それでは、認定第5号 平成2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

収入済額は22億4,716万5,424円、支出済額は22億284万4,946円となりまして、歳入歳出差し引き4,432万478円を平成22年度へ繰り越す決算となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げます。449ページをお願いいたします。449ページからの1款総務費につきましては、介護保険支弁職員5人分の人件費や電算システム経費、保険料賦課徴収事務、要介護認定事務に係る経常経費のほか、介護保険運営協議会の経費が主なものでございます。

続きまして、453ページからの2款保険給付費につきましては、介護給付に係る各項目別の支出内訳がその内容でございます。保険給付費全体としての平成20年度との比較では8.9%の増となっております。また、要支援、要介護認定者数は、平成21年度末で1,353人でありまして、前年度の平成20年度末と比較いたしまして、74人、5.8%の増となっております。また、認定者数の被保険者数に占める割合は15.8%となっております。県平均の17.2%、全国平均の16.2%よりは低い数値となっております。認定者のうち介護サービス受給者は1,055人、受給

割合は78%となっております。

続きまして、461ページの4款地域支援事業費の1項1目介護予防特定高齢者施策事業費では、要介護状態になる一歩手前的高齢者を対象にいたしました介護予防特定高齢者把握事業など4事業を、463ページの2目介護予防一般高齢者施策事業費では、介護予防普及啓発事業など3事業を、同じページの2項包括的支援事業・任意事業費の1目包括的支援事業費では総合相談支援事業など4事業を、また465ページの2目任意事業費では配食サービス事業など5事業を実施したものでございます。

また、467ページ、5款の保健福祉事業につきましては、1項1目介護予防一般高齢者施策事業費で生活管理指導事業を、2項包括的支援事業・任意事業費ではナイトケア事業を実施したものでございます。

続きまして、469ページ、6款基金積立金につきましては、1項1目介護給付費準備基金積立金と2目の介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金につきまして、それぞれ基金の利子を積み立てたものでございます。

次に、471ページ、7款の公債費につきましては、支出がございませんでした。

続きまして、473ページ、8款の諸支出金につきましては、平成20年度の保険給付費の精算によります国、県への償還金及び一般会計への繰出金などがございます。

次に、475ページには9款予備費について掲載しておりますが、6款1項1目25節の介護給付費準備基金積立金ほかで合わせまして30万9,000円を充用してございます。

次に、歳入についてご説明いたします。431ページをお願いいたします。431ページの1款保険料につきましては、65歳以上の1号被保険者の現年度分及び滞納繰越分の介護保険料でございますが、平成20年度と比較いたしまして9.3%の増となっております。また、徴収率は98.8%で、前年度と比較して0.2%の減となっております。

次に、433ページ、2款使用料及び手数料につきましては、督促手数料及び介護予防事業、保健福祉サービス利用に係ります利用者負担分でございます。

続きまして、435ページの3款国庫支出金につきましては、国からの介護給付費負担金、調整交付金、地域支援事業に係ります補助金でございます。

次に、437ページの4款支払基金交付金につきましては、介護給付費及び介護予防事業に係ります40歳から64歳までの2号被保険者負担分の社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。

次に、439ページ、5款県支出金につきましては、介護給付費の県負担金及び地域支援事業に係ります補助金でございます。

続きまして、441ページの6款財産収入につきましては、介護給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の預金利子でございます。

続きまして、443ページ、7款の繰入金の1項一般会計繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業に係ります市負担分並びに職員給与費、事務費等を繰り入れしたものでございます。

また、2項基金繰入金につきましては、1目の介護給付費準備基金繰入金では介護給付費の財源に充てるため、また2目介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金であります。この基金は平成2年の介護報酬の改定に伴って、65歳以上の1号被保険者の保険料の急激な上昇抑制のための国からの交付金を積み立てたものであります。平成2年度分を取り崩しして介護保険事業会計に繰り入れしたものでございます。

次に、445ページ、8款繰越金につきましては、前年度からの繰越金でございますし、次の447ページの9款諸収入につきましては、介護保険料の延滞金や預金利子などでございます。

以上で認定第5号 平成2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第5号 平成2年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 私は、歳入歳出はあまり関係ないのですけれども、私も65歳を過ぎまして介護保険、年金から引かれているわけですが、この保険料は収入によって何段階くらいに分けられているものなのか、基準ありますか。

それと、各市町村統一されているものなのか、それとも市で差があるのか、その辺2点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 段階につきましては、7段階というふうなことで、課税、非課税とか所得によって違ってきますけれども、各市町村では一部それぞれ構成は変えてもいいというふうなことになってございます。段階の基準。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（藤木繁一君） 基礎が6段階なのですけれども、それ以上設けてもいいというふうなことにはなってございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） では、市町村で差があってもいいということですね。

それと、7段階とありますが、一番上と一番下の保険料どのくらいになるのか、それわかりましたら教えてください。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 第1段階が一番、これ年額でございますけれども、一番低い額で、

これが2万2,400円でございます。また、一番高いと申しますか、その額が年間で6万7,400円というふうなこと、これぐらいの差があるというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 介護予防、高齢者ですね、予防介護、地域支援についてお伺いしたいのですけれども、最近やはり高齢者のひとり暮らし世帯ですか、これが急激に増えているような気がするわけで、私4年前とことし回ってみますと、かなりひとり暮らしの方が増えてきているという実態があるわけでございまして、行って話聞きますと、テレビと友達みたいな格好で、暗いところに一人で一日頑張っておられる方もかなりいたわけでございますけれども、話を聞きますと、やはりうちにだけいるのではなくて集落の集会所あたりで皆さんとお話し合いできないかとか、そんな話とか、やはり病気になったらどうしたほうがいいのかなんていう話も出てきているわけでございまして、この辺についても今までも胎内市でも地域支援活動をやって、進んでいる集落ではサロンだとか、月に1回くらい集まって話し合いとか、あるいは体操をやったり、お菓子を食べながらお茶を飲むというような機会のある集落もあるわけですが、まるっきり何もない集落、町内もあるわけでございます。この辺については、今現在そういう活動をやられている胎内市の集落何件くらいあるのか。また、今後そういう方々の支援の体制を強化する考えがあるのか、その辺についてお伺いしたいのでございますけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 元気サロン活動でございます。これは、地域包括支援センターの社会福祉協議会や愛広苑、それからやまぼうし等に委託をしてお願している分でございますけれども、合計からいきますと社会福祉協議会では2年度につきましては3町内ということで、参加延べ人数で236人、それから地域包括支援センターの中条愛広苑というようなことでは1カ所で実質91人、延べで964人でございます。あと、やまぼうしでは1集落というふうなことで延べ82人でございますけれども、トータルでは2カ所で116回開催してございまして、延べで1,282人の参加というふうなことでございます。これにつきましては、担当の支援センターのケアマネさんもいろいろ苦労をされていると。なかなか長続きしないところもございまして、住民の方が本当は自主的にやってくれればいいのですけれども、そういうところもあることはあるようですけれども、なかなか継続が難しいというふうなことなのですけれども、私どもとしてはこの元気サロン活動につきましては、介護予防という面では非常に有効な活動というふうなことで考えてございまして、今後ともまた開催されていないところにつきましてもなるべく開催を投げかけたり、休止しているところにも再開を呼びかけたりというふうなことをお願いしてきてございまして、今後もそういうふうにしたいというふうな思っております。

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 努力されているのはよくわかりますけれども、各集落、町内単位あたりで

区長さんあたりとか民生委員さんとか、あるいは支援ヘルパーさんあたりがもう少しやはり力を入れていただいて、核をつくることをやる必要があるのではないかと。また、市のほうの啓発としましては、昔向こう三軒両隣なんということで、親戚より近間の隣近所の方々の支援のほうが出たというような経緯も終戦後はあったわけでございますけれども、今隣の家族がどう生活しているかもよくわからない時代でございますので、その辺もう少し我々も努力しなければならないのですけれども.....

○委員長（桐生清太郎君） 松井委員、要点を絞ってひとつお願いします。

○委員（松井恒雄君） 要点入れながらしゃべっているつもりなのですけれども.....。そんな活動をやすることも考えられますので、その辺もし考えがございましたらお聞きしたいのですけれども。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほども触れましたけれども、今松井委員さんがご指摘されたようなこともあわせて投げかけをしてみたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 介護認定を受けて、給付者の施設を利用する割合と自宅介護の割合、どうなっているのか。

それから、テレビ等でも非常に高齢者が高齢者を介護して、痛ましい事故に至ったというふうな事例が報道されておりますが、当胎内市ではそのような高齢者が高齢者を介護しているというふうな実質の世帯はどのくらいあるのか、もしわかったら教えていただきたいと思えますし、またそのような方にはどのような指導されているのか、その点について今どのような指導をされているのかをひとつ教えていただきとうございます。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、1点目のサービスの利用というふうなことでございますけれども、先ほど施設利用と申しましたけれども、これは認定者のうちの22.8%の方が施設を利用されているというふうなことでございますし、居宅サービスでは48.7%というふうなことで、あと小規模多機能とかグループホームとかの地域密着サービスもあります。これは7.5%、合わせて78.9%の方がサービスを利用されているというふうなことでございます。認定者の78.9%でございます。

老老介護の件でございますけれども、これにつきましては虐待というふうなところはうちのほうではほとんどないわけでございますけれども、聞いていないのですけれども、居宅介護支援事業所の担当ケアマネというふうなところも入ってございますし、地域包括支援センターの職員も入ってございます。ということで、その実態、各家庭ごとの実態に合わせたサービス、それから相談というふうなことで、きめ細かな対応をさせていただいているというふうなことでございま

す。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） その実態数はまだ押さえていないですか。そういうふうなサービスをしているということは非常にいいことなのでございますが、実際そういう世帯どれくらいあるのかということを押さえていないですか。

それともう一つ、毎年問題になるわけなのですが、施設入所の待機が今何名ぐらいいらっしゃるのか、教えていただきとうございます。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 申しわけございません。先ほどの老老介護の件数、人数につきましては後ほどお答えさせてもらいたいというふうに思います。申しわけございません。

それから、待機の状況でございます。これにつきましては、ちょっと去年の8月になってしまいますけれども、厚生労働省のほうで調査したものがございます。それによりますと、135人が胎内市で待機をしていると、特別養護老人ホームの待機をしているというふうなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） それとは話違うのですけれども、すべてそうなのでしょうけれども、医療費を抑えるにはやはり予防医療だと言われてきたわけですが、何か話を聞いていると、そういう施設にだけ頼っているような感がいたしますが、やはり市独自のそういう予防医療というか、事業を考えて立ち上げていく必要があるのではなからうかなと、ますますこれから高齢化社会になるわけですので、それ1点と、それと医療費の二、三割は薬代だとも言われているのですが、ジェネリックというか、規格外なのですか、規格外の薬なのでしょう、わかりませんが、こういうのを使うあれがありませんかとか医者へ行くと聞かれるのですが、その辺の利用の今範囲、つかんでいるものですか。その辺、2点お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 施設に委託しているというのは、恐らく地域包括支援センター3カ所、私ども含めて4カ所でございますけれども、そういうところに委託しているというふうなことを言われているかと思っておりますけれども、介護予防事業として私どもの市といたしまして、地域包括支援センターみらいがございます。そこでもさまざまな例えば介護予防といたしましては、筋力トレーニング教室とか、それから運動、栄養、口腔機能向上事業とか、まだそのほかに例えばスマイル体操とか、さまざまな事業は実施してございます。それで、確かに言われるようにその辺についてはもう少し強化したほうがいいのではないかというふうなことだと思っておりますけれども、逐次現在のものを検証しながら、また効果的なものをできるように検討してまいりたいというふうに思います。



それから、ジェネリック医薬品の件でございますけれども、市内の医療機関、薬局さんですけれども、ほとんどこれには対応できているというふうなことでございますけれども、一部おこなっているのが中条病院が若干おこなっているというふうなことでございますけれども、来年の3月までにはそこも利用できるよというふうなことでお話を聞いてございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 465ページ、任意事業に配食サービスがありまして、前にも民生費とかに配食サービスをしたような記憶があるのですが、今介護保険の中に配食サービス、まずお聞きしたいのですが、468ページ、65ページの任意事業費の13節委託料、そこに介護予防給食サービス事業委託料とありますが、まずお聞きしたいのですが、この給食サービスの委託先はどこなのか、それから対象者はあくまでも介護認定を受けた人ですか。介護保険を納めている人も対象になるのか、介護保険の認定を受けた人が対象なのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） この委託先でございますけれども、調理につきましては中条グラウンドホテルの中にも一休さんでございますけれども、そのほうに普通食についてはお願いしてございます。また、特別食、これは塩分とか、それからカロリー面での調整したものでございます。これについては、ウエルネス中条さんのほうにお願いしていると。配達については、個々の安否確認も兼ねまして、NPOの奥山の荘のほうにお願いしているというふうなことでございます。

対象者でございますけれども、これにつきましてはひとり暮らしで非常に、我々のほうでケアマネさんとかチェック……チェックと申しますか、当てはまる方については十分調査するわけでございますけれども、おひとり暮らしとか、ご自分でなかなかつくるのが大変だというふうなことをいろいろ勘案をしまして、特に介護認定何とかというのはございませぬけれども、その辺についてはケアマネさんのほうで十分、これをしないと非常に低栄養状態になるとか、いろいろ勘案して取り組んでいると、そんなことでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 幅広くひとり暮らしの高齢者、御飯炊きが難しいという人たちを支援しているということをお聞きしてほっとしているのですが、本当に今現在それでは、何か昨年から見るとこれを受けている人が増えているように見受けられますので、これはいい事業ですので、今現在何人適用していますか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 平成2年度で月平均いたしまして118の方が利用されてございます。あと、配食数でございますけれども、普通食で、これは年間でございますけれども、8,518食と、それから先ほどの特別食と申しましてカロリーや塩分を調整したものでございますが、その辺については838食。特別食は7名、それから普通食は11名というふうなところでございます。

○委員長（桐生清太郎君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） これに対して個人負担あると思うのですが、お幾らですか。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その前に、伸びというふうなことでちょっと漏らしましたけれども、少しずつ増えてきているというふうなこと、特に特別食のほうが伸びが大きいというふうなことでございます。

それから、個人負担でございますけれども、これ住民税の課税、非課税で区分してございます。普通食につきましては、課税の方で1食30円お願いしてございますし、非課税の方では20円をお願いしているというふうなことでございます。また、特別食につきましては課税で55円、非課税で20円の個人負担というふうなことでお願いしてございます。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 先ほど小林委員の話されたことと重複するのですが、予防に力を入れれば利用者も減るということで、高齢化がどんどん進んでいって我々もいつ世話になるかわからないという中で、予防に力を入れる分と必要な割合というのは出ているもののでしょうか。その割合が多くなればなるほど利用する人が減ってくるのかなと思うのだけれども、必要なものは必要があるわけですので、その辺がわかればということと、全国的に全国水準に比べると我が胎内市はすごく力を入れているというふうに認識しているのですが、その辺の比較になるようなデータ、その他がわかりましたらお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 特に介護予防事業、予防に関する部分を何%にというふうなことはないようでございますけれども、やはりそれぞれの地域に合った取り組みをその市町村で違うわけでございます。やはり我々胎内市としては、なるべく介護予防、介護状態にならないようなということを重点的にやってございますけれども、ほかの市町村も違うとは申しましてそんなに大きくやっていることがまるっきり違うというふうなことではございません。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第5号の質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、1時35分まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時35分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは次に、認定第9号 平成2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） ご苦労さまです。それでは、平成2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成2年度は歳入合計、収入済額で1億1,965万3,958円、歳出合計、支出済額1億1,179万4,971円となり、歳入歳出差し引き785万8,987円は平成2年度へ繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。569ページをお願いいたします。1款衛生費、1項保健衛生費、1目診療所費については、職員の人件費、医薬材料費、その他診療所の維持管理運営に係る経常経費となっております。

次に、2目歯科分室費については、黒川及び胎内歯科医師の歯科診療業務委託料のほか、診療所の維持管理運営に係る経常経費であります。

3目は、はりきゅうマッサージ施術所の維持管理運営に係る経常経費であります。

次に、2款、575ページでは基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金につきましては、診療所事業基金積立金であります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。559ページでありますけれども、第1款使用料及び手数料、1項使用料、1目衛生使用料につきましては、医科歯科診療収入、はりきゅうマッサージ施術収入となっております。

2目では、医師住宅使用料であります。

2項手数料、1目衛生手数料については、診断書料及び介護保険主治医意見書作成料となっております。

次に、561ページの2款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金については、診療所事業基金利子であります。

次に、563ページ、3款繰入金では診療所事業基金繰入金となっております。

次に、565ページの4款繰越金では、前年度繰越金となり、567ページの5款諸収入では預金利子及び診療協力費となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第9号 平成2年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 572ページ、1款1項2目と3目ですが、15節工事請負費が不用額が出ていますが、これは改修工事が安く済んだということでしょうか。その下のはり、きゅう、マッサージの賃金がやはり不用額が出ていますが、これはどういう理由でしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 1点目の歯科分室の工事請負費の不用額ということでありまして、けれども、これは空調機器の設備改修工事ということでありまして。入札事項でありますけれども、既存……

〔「マイク」と呼ぶ者あり〕

○健康福祉課長（天木秀夫君） 済みません。歯科分室の空調設備改修工事でありまして、工事費につきまして既存の機器を使用すると当初の見積もりよりも安くできたということでありまして、動力、配線、そういったものが既存の設備を使用できたということでも安くできたということでもあります。よろしくをお願いします。

それから、はり、きゅう、マッサージの人件費、これは実績ということで、通常の勤務ということでありまして、特にこれだけの不用はありますけれども、通常2人の、2年度は鍼灸師の方が2名おられて、2人の方の賃金ということでもありますので、お願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） これを、はり、きゅう、マッサージについてなのですが、利用されている方が週に1回を週に2回受けたいという話をしたら、その余裕がないという話をお聞きしているのですが、不用額が出ているということでもさらに多くというようなお考えは今後ありませんでしょうか。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） 利用につきましては、現在ということではですけれども、約40の方が予約制ということでもありますので登録されています。先生も2年は2人でしたけれども、交代ということで3人をお願いしているということで、2年からは。それで、1の方が予約制で月二、三回利用しているという状況でありますし、先生も3人でローテを回しているわけですが、開所している日が週が月曜、水曜、木曜、金曜日と、それから月の毎月2回土曜日も開所しているということでもあります。ただ、1日大体診療が6人から7人というようなことでもありますので、また先生と相談して、今そういったご指摘のあった部分も調整できるかどうか、検討させていただきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 参考までにちょっと聞きたいのですが、マッサージですね、その診療所だけではなくて、週に何曜日かによってロイヤルのほうにも出張しているのですか。どうです。

○委員長（桐生清太郎君） 天木健康福祉課長。

○健康福祉課長（天木秀夫君） ロイヤルの派遣は、今現在ありません。私が観光課を担当していました平成19年ころに廃止というか、派遣はしなくなったということでもありますので、ロイヤルでは今そういったものはやっていません。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第9号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第6号 平成2年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第6号 平成2年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

こちらの農業集落排水事業の概要につきましては、旧黒川村全域と旧中条町乙地区を処理対象とした下水道事業でございます。平成2年3月末現在での水洗化率は、58.4%となっております。

最初に、歳出のほうからご説明いたします。499ページ、500ページをお開き願います。1款1項1目農業集落排水運営費では、2節職員給与費及び3節職員手当のほか、1節需用費では電気料金を始めとする光熱水費や修繕費、13節委託料では4つの処理場の施設管理委託料が主なものであります。

次に、503 504ページをお願いします。2款基金積立金でございますが、これは後年度のために積み立てたものであります。

次に、505 506ページ、3款公債費でございますが、これは建設時に借り入れした地方債の元利償還金が主なものでございます。

次に、507 508ページ、予備費につきましては、1款1項1目農業集落排水運営費の1節需用費へ22万4,000円を充用させていただきました。

次に、歳入でございますが、戻りまして485 486ページをお開き願います。1款分担金及び負担金でございますが、1項1目受益者分担金、これは整備費の一部を住民の皆様からご負担いただくもので、1戸当たり25万円を標準3年間で、年4期に分けて徴収しているものであります。収入未済額が574万2,400円ありますが、2年度分につきましては収納率が80%であり、収入未済が64万円でありました。残りは15年度から20年度までの分でありまして、510万2,400円の収入未済であります。これらの収入未済につきましては、未納者に対しまして面接による納付相談等を実施しておりまして、少しずつではあります、成果を上げているところであります。

また、2項1目の工事負担金は、新たに公共ますを設置する設置工事の負担金であります。

次に、487ページ、488ページ、2款使用料及び手数料でございますが、1項1目農業集落排水使用料は4地区の農業集落排水における使用料金と、2項1目農業集落排水手数料は督促手数料であります。

次に、489 490ページ、3款県支出金でございます。1項1目農業集落排水事業費補助金は、起債償還補助金であります。

次に、491ページ、492ページ、4款財産収入、1項1目利子及び配当金は基金における預金利子でありますし、2項1目物品売払収入はメーター売払収入でございます。

次に、493、494ページ、5款繰入金でございますが、1項1目一般会計繰入金は一般会計からの繰入金であり、その内容は普通交付税で措置された分を運営費分として繰り入れたものでございます。

2項1目鹿ノ俣発電所運営事業繰入金は、鹿ノ俣発電所の配当分であります。

また、3項1目は市債償還準備基金繰入金、3項2目は財政調整基金繰入金であります。

次に、495、496ページ、6款繰越金は、前年度からの繰越金であります。

次に、497、498ページ、7款諸収入でございますが、主なものは3項1目排水設備設置資金預託金でございます。

なお、歳入歳出の決算額といたしましては、歳入総額が4億3,164万3,662円で、歳出総額が4億2,133万3,273円でありまして、差し引き1,031万389円を2年度に繰り越すものであります。

以上で認定第6号 平成2年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいまご説明のありました認定第6号 平成2年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） 1点だけ、受益者負担金については順調だということでございますが、ちなみに接続率についてはどんな状況なものでですか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） ちょっと表現の仕方が違ったのですが、22年の3月末現在で58.4%の水洗化率、これが接続率ということになりますが、よろしく申し上げます。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） この年度の内容を見ると、起債借り入れがなく、それで基金の取り崩し5,000万円やっていますけれども、これはずっとこうやって続けていかれるわけではないと思うのですが、起債借り入れをしないで基金の取り崩しを行って事業をやったという考え方について伺いたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 農集排水事業の工事が乙地区のほう19年度で工事が終わっておりまして、建設事業がなかったために借り入れする必要がなかったということになります。

○委員長（桐生清太郎君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今年度はちなみに、でもしていますよね。それは何か工事あるのですか。今年度のことになって申しわけないけれども、終わったということであるというのであれば。

- 委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。
- 上下水道課長（丹後勝次君） 資本費平準化債の借り換えに伴う借り入れであります。
- 委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。
- 委員（松浦富士夫君） 1点だけ、私ちょっと腑に落ちないのでお聞きしますけれども、502ページの負担金補助及び交付金の中で1款1項1目12節へ38万8,000円流用しておりますけれども、それはその前のページにあるのですけれども、役務費のところへ流用しているのですけれども、役務費不用費が34万2,706円あって、何でこれここへ流用しなければならなかったのか、それをちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- 委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。
- 上下水道課長（丹後勝次君） こちらにつきましては、農集排の汚泥を公共下水のほうで処理していただいているのですけれども、それに伴うものが負担金ではなくて手数料のほうだということで流用させていただいたわけであります。
- 委員長（桐生清太郎君） 松浦委員。
- 委員（松浦富士夫君） 大体わかったのですが、この役務費の中にも34万円という不用額があるわけですね。そっくり38万円も流用する必要なかったのではないかと思うのですけれども、その辺のほう。
- 委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。
- 上下水道課長（丹後勝次君） 大変あれなのですけれども、こちらの流用につきましては年度当初でやったものですから、年度終わって結果的に340万円の不用が出てしまったというようなことでありますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。
- 委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第6号の質疑を打ち切ります。
- 次に、認定第7号 平成2年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。
- 丹後上下水道課長。
- 上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第7号 平成2年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明いたします。
- こちらの事業につきましては、荒井浜地区における下水道事業でございまして、平成2年3月末現在で138軒が加入しているものでございます。
- 決算の状況でございますが、歳出の主なものから説明いたします。決算書527ページ、528ページをお開き願います。1款1項1目特定環境保全公共下水道事業費でございまして、当事業における維持管理経費が主なものでありまして、1節需用費と15節の工事請負費に大きな不用額が出

ておりますが、予定しておりました施設整備について小規模な修繕等にて対応できたため、不用額が多くなったものであります。

次に、529ページ、530ページをお願いします。公債費でございますが、こちらについては建設時に借り入れした地方債の償還金であります。

次の531、532ページ、3款予備費については、執行がございませんでした。

次に、歳入の主なものでございますが、戻りまして517ページ、518ページをお開き願います。1款1項1目使用料、こちらは下水道使用料でございます。本年度の徴収率は99.65%でありました。

次に、519ページ、520ページをお願いします。一般会計繰入金でございますが、こちらにつきましては本事業の運営上、不足する額を一般会計から繰り入れしたものであります。

次の521、522ページ、3款1項1目は前年度からの繰越金でございますし、次の523、524ページは預金利子でございます。

なお、歳入歳出の決算額といたしましては、歳入総額が2,910万11円で、歳出総額が2,399万9,762円であります。差し引き510万249円を22年度に繰り越すものでございます。

以上で認定第7号 平成2年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第7号 平成2年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） 質疑がないようなので、以上で認定第7号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第12号 平成2年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

丹下上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） それでは、認定第12号 平成2年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

こちらの事業は、旧黒川村地内における水道事業で、黒川地区約1,000軒に供給している第1簡易水道事業と鼓岡、大長谷地区約80軒に給水している第2簡易水道事業の2つの簡易水道を合算した会計であります。

それでは、歳出の主なものから説明いたします。687ページ、688ページをお開き願います。1款衛生費の1項1目簡易水道運営費でございますが、職員2名分の人件費や一般経費のほか、1節需用費における電気料金などの光熱水費と修繕費や1節委託料における保安待機委託料や施設管理委託料、次のページ、1節工事請負費等が主なものでございます。



次に、691、692ページ、2款基金積立金は、簡易水道施設整備基金積立金でございます。

693、694ページ、3款公債費でございますが、こちらにつきましては建設時に借入れした地方債の元金及び利子の償還金であります。

次の695、696ページ、予備費につきましては、執行がございませんでした。

次に、戻りまして675、676ページ、歳入でございます。1款使用料及び手数料は、簡易水道の使用料や工事検査手数料等でございます。

次に、677ページ、678ページお願いします。2款財産収入でございますが、簡易水道施設整備基金の預金利子及びメーター売払収入でございます。

次に、679ページ、680ページ、3款繰入金でございますが、1項1目は鹿ノ俣発電所運営事業繰入金でありますし、2項1目においては簡易水道施設整備基金を取り崩し、基金繰入金としたものであります。

次の681、682ページ、4款繰越金は、前年度から繰り越したものであります。

次の683、684ページ、5款諸収入でございますが、1項1目預金利子と2項1目雑入であります。雑入につきましては、小長谷地内で配水管布設がえ工事負担金として新潟県から入ったものであります。

歳入歳出の決算額といたしましては、歳入総額が1億4,847万3,439円で、歳出総額が1億1,840万8,954円でありまして、差し引き3,006万4,489円を次年度に繰り越しいたしました。

以上で認定第12号 平成2年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第12号 平成2年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

高橋委員。

○委員（高橋政実君） まことに単純な質問で済みませんが、3,000万円残ったのになぜ800万円市債発行したか。

○委員長（桐生清太郎君） 丹後上下水道課長。

○上下水道課長（丹後勝次君） 6款の800万円の市債については、年度当初に借入れしているものでございますし、繰越金につきましては年度末の決算にならないとちょっと金額が出ないというようなことで、結果的にこういうふうな結果になったということでご理解願います。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第12号の質疑を打ち切ります。

お諮りします。ここで昼食のため休憩したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご異議ないので、1時まで休憩いたします。

午後 零時05分 休憩

午後 零時58分 再開

○委員長（桐生清太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

藤木市民生活課長から保留した答弁について発言の申し出がありますので、発言を許可します。  
藤木市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほどの介護保険事業会計決算のことで菅原委員さんのほうから、高齢者世帯で高齢者が高齢者を介護しているいわゆる老老介護の実態についてというふうなことでご質問いただきましたが、保留させていただいた件についてお答えさせてもらいたいというふうに思います。

ちょっと3年ほど前の数字になりますけれども、夫婦間で介護をしている世帯は60世帯でありまして、60歳以上の子供が90歳前後の親を介護している世帯は10世帯というようなことでございます。これにつきましては、最近の状況につきまして我々また実態の把握に努めたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○委員長（桐生清太郎君） 次に、認定第8号 平成2年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

川崎地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ご苦労さまでございます。それでは、認定第8号 平成2年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明させていただきます。皆様の事項別明細書に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

初めに、お手元のページ、547ページになります。歳出でございますが、第1款1項公共用地取得費についてご説明申し上げます。2目運動施設整備用地取得費で、場所は船戸の土とり場のところでございます。

3目公共用地取得費、これは道路用地等の部分でございます。

4目史跡公園整備用地取得費、場所としては嘉平山のところでございます。これらの史跡整備用地の公有財産購入費が主なものでございまして、下越土地開発公社からの買い戻しとなっております。

続きまして、これを賄います歳入でございますが、皆様のお手元のページ、戻りまして541ページになります。第1款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金では、一般会計からの繰入金が主なものでございます。

続きまして、543ページになりますが、第2款繰越金、1項繰越金についてご説明を申し上げます。1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金が主なものでございます。

以上で認定第8号 平成2年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明をさせていただきました。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第8号 平成2年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第8号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第10号 平成2年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

佐藤商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤茂雄君） それでは、認定第10号 平成2年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算について詳細説明させていただきます。

歳入決算予定額4億6,008万5,114円、歳出決算予定額4億5,984万2,392円、歳入歳出差し引き124万2,722円としてお願いするものでございます。

事項別明細で605ページをお願いいたします。605ページ、第1款商工費、第1項商工総務費、1目観光総務費では、観光パンフレット印刷製本、それから広告料などが主なものでございます。

次に、2目旅行あっせん費では、JRの運賃、航空運賃、宿泊施設使用料及びバス借上料など、手配旅行などに必要な費用でございます。

2項スキー場費、1目リフト運営費では、職員7名分の人件費及びリフト維持管理運営に係る経常経費のほか、次ページ、607ページをごらんください。15節工事請負費では、ロマンスリフトの塗装、風倉第2ペアリフトの制御盤の取替工事等でございます。昨年は営業日数が94日間、これは全面が80日、一部が14日でございます。5万3,890人の来場者でございます。

609ページ、ロッジ運営費では、職員3名分の人件費及びロッジ維持管理運営に係る経常経費のほか、15節工事請負費ではロッジ改修工事とありますが、屋根の防水工事をさせていただいたものでございます。

611ページ、3項胎内アウレツ館費、1目胎内アウレツ館運営費であります。職員2名分の人件費及び施設維持管理運営に係る経常経費でございます。宿泊、2年度は5,082名、日帰り1,507名のご利用をいただきました。

続きまして、613ページ、4項特産物加工施設費、1目特産物加工施設運営費、これはそば処みゆき庵でございますが、職員2名分の人件費と施設運営維持経費でございます。利用者は2万6,290人ございました。

615ページごらんいただきとうございます。1目樽ヶ橋遊園運営費、同じく617ページ、1目フィッシングパーク運営費にはともに施設運営に係る経費を支出してございます。なお、利用人員につきましては、遊園が1万9,090人、フィッシングパークでは1万7,590人、ともに前年より増

加してございます。

7項地域食材供給施設費、1目地域食材供給施設運営費、胎内高原ビール園でございます。職員7名の人件費と施設運営経費であります。利用人員につきましては、2万8,700人ということでございます。

続きまして、625ページ、3款公債費、これは人工造雪設備、それからビール園施設、圧雪車等の長期債及び一時借入金の元利償還金となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。589ページからでございます。ごらんいただきたいと思えます。589ページから594ページまで、これにつきましては各施設関係の事業収入を入れてございます。595ページ、1項使用料、1目行政財産目的外使用料、これは各施設の自動販売機に係る観光施設敷地使用料の収入でございます。

599ページでございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、603ページをごらんいただきたいのですが、これは6款諸収入といたしまして、各施設に設置してあります自動販売機収入と雇用保険個人負担分、旅行あっせん収入等でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第10号 平成2年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第10号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第11号 平成2年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） それでは、平成2年度地域産業振興事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

651ページ、52ページの歳出からご説明申し上げます。1款農林水産業費、1項農業費、2目農畜産物加工施設運営費では、ハム、ウインナーの加工、製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、15節工事請負費で屋根の塗装工事、1節原材料費で黒豚等の購入費が主なものとなっております。なお、黒豚の肥育につきましては、2年10月から旧県の種豚改良センターに移転となり、出荷頭数は順調に伸びてきております。2年度中の全出荷頭数が230頭強であったものが22年度上半期で145頭の出荷ということで、順調に伸びてきております。

次に、653ページの3目乳製品加工センター運営費では、ジャージー牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム及びチーズの製造の運営及び維持管理に要する経費のほか、1節需用費で畜産団地で

飼育しているジャージー牛の飼料、光熱水費が主なものであります。

それから、655ページの4目地域活性化センター運営費では、納品、請求管理や配送業務を行っている活性化センターの運営及び維持管理、ホームページ、イベント等に要する経費であります。

次に、657ページの5目米粉製造施設運営費では、新潟製粉株式会社への委託料及び倉庫建設に係る一般会計への繰出金は貸付金扱いでの返済分であります。

同じく、6目農産加工施設運営費では、胎内高原ハウス株式会社への委託料であります。

同じく、7目ワイン製造施設運営事業費では、ワイナリーの運営及び維持管理に係る経費であります。なお、22年度からは常駐職員は廃止いたしまして、山梨県勝沼醸造の指導のもと、胎内職員が主となり、新潟フルーツパーク職員が従という形の中で醸造に当たっております。なお、ワインの販売本数はワイナリーができました19年が2,055本、20年8,487本、21年1万4,495本と推移してきております。

次に、663ページ、3款1項公債費で、施設の長期債の償還元金及び利子の支払いであります。

それから、歳入であります。637ページの1款事業収入、1項1目の農畜産物加工収入では、ハム、ウインナーの売り上げ収入、2項1目乳製品加工事業収入では、牛乳、ヨーグルト、アイスクリーム、チーズの売り上げ収入、3項1目地域活性化センター事業収入では、活性化センターで取り扱った酒、ビール等の販売収入及びイベント収入であります。4項1目米粉製造事業収入では、新潟製粉株式会社への委託料に償還金を加えた米粉販売収入、5項1目農産物加工事業収入では、胎内高原ハウス株式会社への委託料に償還金利子を加えたミネラルウォーター、麦茶、薬草茶等の販売収入、6項1目ワイン製造施設運営事業収入では、ワイン販売収入であります。

次に、641ページ、2款使用料及び手数料では、電柱、電話柱の敷地使用料であります。

次に、643ページ、3款財産収入では、1項1目財産貸付収入では、みそ、漬物加工施設の貸付料でありますし、2目で新潟製粉株式会社の配当金であります。

645ページの4款繰入金では、1項1目一般会計繰入金では運営費の補てん分、2項特別会計繰入金で鹿ノ俣発電所の配当分の繰り入れであります。

それから、647ページの5款繰越金は前年度からの繰り越しであり、649ページの7款諸収入の雑入では自動販売機手数料が主なものであります。

以上で地域産業振興会計決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第1号 平成2年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

菅原委員。

○委員（菅原市永君） 632ページ、歳入なのですが、農産物加工収入というふうなことで3,000万円になっておりますが、その3,000万円の販売額の納入先の明細が出ていましたら、わかる範囲内

でお伺いします。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 農畜産物だけという形ではありませんが、本会計、要するに活性化センターから納品している納入先という形でもよろしいでしょうか。

○委員（菅原市永君） 私は黒豚についてちょっと心配になったのだけれども、特別そういうデータなければ一緒にいいです。

○農林水産課長（三宅政一君） 全体の中でのものでありますけれども、2年度につきましてはロイヤルホテル、ビール園等で42.9%、その他市内販売で外販ですが、10.8%、市外の外販が7.5%、それからギフト関係で9.7%、あと個人扱いで27.2%というような2年度の実績であります。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） その半数は大体自前のロイヤルというか、そういうところで消費しているというふうな、ビール園に消費したというふうな結果なのですが、ことしの春から第三セクターが設立されまして、会社制度導入の金額範囲内でやはり経営するというのは、これは当然基本だと思うのですが、そういうことで非常に黒豚の利用率が下がっているというふうなお話も聞いているわけなのでございますが、おかげさまで飼育のほうは順調に半期で145頭ですか、黒豚の生産がされております。その辺でやはり黒豚自体も、やはり地産地消でできたものを付加価値をつけて売るということで、ロイヤル施設等で付加価値をつけた形で販売してきたというふうな目的であったのかなというふうな理解はしているのですが、ここに来て時代の流れの中で第三セクターのやはり経営の方針として黒豚を使う頻度が減っていると、そこにまた生産が伸びていると。すると、そのほかの部門でやはり営業していかないと大変だとなるのかなというふうな感じがしておりますが、実際4月から9月までの半期中で、昨年のロイヤル、それからビール園等へ納めた数字とことしの数字にはどれくらい、データがありましたら減っているのか、変わらないのか、その辺お知らせいただきたいと思います。それによっては、市長にひとつお尋ねするようなことになると思うのですが。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 販売実績、本年度のものでありますが、ホテル関係につきましては昨年度と比較いたしましてかなり、3割から4割程度減っております。その分、今現在我々のほうで外販というものに強化させていただいています。この19日にオープンをいたしました市外ではありますが、大手スーパーにもうちのワイン、ビールも含む全商品を販売させていただいているというような形で、他の部門でカバーしていこうというふうな形で今現在は進んでおります。特にご指摘のとおり、精肉・畜産品についての落ち込みが大きいというような形にはなっております。

以上であります。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 今厳しい実態についてお答えいただいたわけなのでありますが、ロイヤルで使っても大変な経営であると。そこにもってきて外販にするということは、当然利益率が下がると、これは当然の話なのだなと。そういうことでいくと、これは片方を立てれば第三セクターの経営の方針を考えれば、これもやむを得ない選択なのかなという感じはいたしますけれども、黒川さんが本来やはりそれを地域おこしの1つとしてロイヤルに使うというのが基本的な考えでなかったのかなという感じいたしますが、これがなかなか面倒なところにございまして、会社が採算とるためにいろいろなメニューを開発してやっている、しかし地場産業のほうでやっている黒豚が使用量がどんどん減っていると。何かこれは本当に政治的な配慮がなければなかなか価格だけであればそういうふうになるのかなということで、ことしはどっち……片方立てれば片方立たないというふうな窮地に立たされているのかなということで、関係課としてもこれから販売することに大変なのかなという感じがしております。

そこで、市長、ちょっとお聞きしますが、基本的には指定管理でやはり企業努力によって経営をプラスマイナス、プライマリーバランスでゼロにするというのが基本なのでしょうけれども、その弊害としてこういうふうな使用量が減るということについては、相乗関係いかが判断されているのか、今後こういう事態に対してどのようにお考えがされているのか、もしありましたらひとつお答え願います。

○委員長（桐生清太郎君） 吉田市長。

○市長（吉田和夫君） 今ご指摘のとおりであります。2カ月前からいろいろ取締役会とかやって、黒豚のやはりロイヤルに使用する量が減っているということであります。それは、やはり今こういう時世でこのホテルも改革しているわけありますので、いろいろ調理員かわったり、いろいろな工夫をしながらやっているわけあります。しかし、今ご指摘のとおりちょっと黒豚の使用が低調しているということでありますので、十分これはさらに利用するように促しているわけありますので、総支配員やら皆様にお話をしているところであります。ただ、今課長も説明したように、きのう、おととい原信が村上に開業したということでありますので、今のこの畜産加工の関係、あるいは乳製品全般にわたって原信で取り扱いしてくれるということであります。それらも含めましてやはり売上げのアップは私ねらいたいと思っているわけあります。1つの例というのは大分県湯布院が非常に地域おこしということでたくさんつくって、逆につくったはいいが、注文が賄い切れないということの事例もあるわけありますので、そこまではいなくても、努力をしながらこれから黒豚等にもみんなPRして安定できるようにロイヤルの支配人等にもお話を、これからひとつ宣伝いただきたいと思っております。やはりそこが一番心配しているところでありますので、さらに私も話をかけて努力していきたいと思っております。ひとつご理解をお願いいたします。

○委員長（桐生清太郎君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 市長の今後の取り組み課題については今お聞きしたとおりで、それに対しては大変期待いたすところでございます。

それと、担当課といたしましても、大変なそういう事態の中でセールス活動をやはりやらなければならないというふうなことで、これまた大変なポジションなのだなという感じがいたしますけれども、具体的に今までと違った外販のための戦略、どういうふうにしてやられるのか、もし具体的な例があればひとつお話ししていただきたいのでございますが。

○委員長（桐生清太郎君） 三宅農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 特段強化チームをつくるとか、そういうことではありませんけれども、現有勢力の中で底上げを図った中で外販活動を続けていきたいというふうに考えています。ほかのスーパーにもコンタクトはとっておりますので、今後他のスーパー等にも置いていただければというふうに考えています。

なお、ウオロクさんのほうにも乳製品、ヨーグルト等はことしの夏から入れさせていただいているというようなことで、少しずつでも広がっていけばということで努めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（桐生清太郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第11号の質疑を打ち切ります。

次に、認定第13号 平成2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について説明願います。

小野黒川支所長。

○黒川支所長（小野孝平君） それでは、認定13号 平成2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算につきましてご説明を申し上げます。

それでは、初めに歳出からご説明を申し上げます。決算書の713、714ページをお願いいたします。1款1項1目鹿ノ俣発電所費であります。主なものといたしましては、2節給料から4節共済費までにつきましては、職員1名の給与等であります。

1節需用費、修繕費では、主なものといたしまして鹿ノ俣発電所遠隔監視制御機器の更新を行いました。

13節委託料では、発電設備の3年点検を実施いたしました。

19節負担金補助及び交付金では、鹿ノ俣用水管理負担金であります。鹿ノ俣用水路は、取水口にある砂防ダムから発電所までの間の水路部分でありまして、一般会計におきまして維持管理費及び公債費を計上しておりますが、その用水路は当鹿ノ俣発電所事業においても発電用の導水路として供用していることから、利用割合72.85%を負担したものであります。



28節繰出金では、本事業の目的であります農業関連施設の維持管理費の軽減に充てるため配分したものであります。

次に、これを賄いました歳入でございますが、戻りまして707、708ページをお願いいたします。2款1項1目1節鹿ノ俣発電所基金繰入金であります。これは、発電設備の3年点検を実施するに当たり、取り崩しをしたものであります。

続きまして、次ページでございますが、3款1項1目1節雑入、鹿又発電所売電収入であります。収入額につきましては、予算額に対しまして94.3%でありました。

以上で鹿ノ俣発電所運営事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

ここで1つ訂正がございます。皆さんに既にお配りしております2年度の主な施策の成果のところ、13ページでございますが、鹿ノ俣発電所運営事業会計というものが載っております。この中におきまして、決算額が「4,27万3,000円」となっておりますけれども、正しくは「4,27万7,000円」、42707が正しい数字でございます。大変申しわけございませんでした。私のチェックミスであります。

以上で終わります。

○委員長（桐生清太郎君） それでは、ただいま説明のありました認定第13号 平成2年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（桐生清太郎君） ご質疑ないようなので、以上で認定第13号の質疑を打ち切ります。

以上で本日の委員会の日程は終了いたしました。

次の委員会は、25日午前10時から認定第14号から認定第16号までの質疑及び認定第1号から認定第16号までの採決並びに委員会として付すべき意見の聴取を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時32分 散 会